

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-01. 避難所解消と応急住宅の提供

【03】公的住宅等の一時提供

【教訓情報】

01. 全国から約3万戸の公営住宅、住都公団、雇用促進事業団からの空き家の「一時入居住宅(家賃無料)」の提供申し出があった。

【教訓情報詳述】

01) 震災当日から公営住宅等の確保が始まり、公営住宅、住都公団(当時)、雇用促進事業団(当時)からの空き家の「一時入居住宅(家賃無料)」の提供申し出があった。2月10日時点で29,339戸の受入が可能となった。

【参考文献】

【引用】(兵庫県への対応)震災当日、住宅供給公社各事務所と連絡を取り、県営住宅の空家状況を把握、空家550戸を神戸市ほか被災各市に配分するとともに、近隣府県等に対して、空家住宅の提供を要請した。被災者がこれらの公営住宅の空家への入居を希望する場合、最大限の配慮をする旨の1月19日付け建設省通達「兵庫県南部地震に伴う公営住宅への入居取扱いについて」を、県内公営住宅主管課長あて通知するとともに、被災者からの一時入居の相談に対応するため、23日から専用電話(10台)を設置した。

また、雇用促進事業団が空家1,733戸を被災者用に確保し、同事業団兵庫雇用促進センター(神戸市内)において、一時入居の募集を開始した。

24日には、県庁内に岡山県の公営住宅への一時入居現地連絡窓口を開設するとともに、住宅・都市整備公団関西支社仮移転住宅特別対策班(1月21日設置)から近畿府県に所在する2,172戸の空家住宅の提供を受け、各被災市に配分した。

26日には、大阪市内に、建設省の支援による全国の公営住宅等の一時入居を斡旋する「被災者用公営住宅等斡旋支援センター」が設置された。

また、27日から住宅・都市整備公団仮移転住宅特別対策班において、全国の空家住宅約3,000戸の一時入居の募集が開始された。

28日現在、一時入居受け入れ可能戸数は25,444戸、入居決定戸数は1,987戸となったが、31日に、「被災者用公営住宅等斡旋支援センター」が作成した全国の公営住宅等の空家情報リストを避難所等に500部配布するとともに、2月9日には、あっせん周知用ポスター・チラシを5万枚配布するなどの情報提供を行った結果、10日現在、一時入居受入可能戸数は29,339戸、入居決定戸数は5,928戸となり、16日現在では、一時入居受け入れ可能戸数は29,360戸、入居決定戸数は6,434戸となっている。...(中略)...

震災後100日目の4月27日には、一時入居受け入れ可能戸数が29,971戸、入居決定戸数は10,302戸となった。また、建設省と協議した結果、最近の入居希望者の漸減傾向、一般空家募集対象へ変更を求める各事業主体の要望等にかんがみ、また今後の一時入居見通しのもと、6月1日以降の一時入居受け入れ可能戸数を14,592戸の確保とすることとした。

【『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.156-157】

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-01. 避難所解消と応急住宅の提供

【03】公的住宅等の一時提供

【教訓情報】

01. 全国から約3万戸の公営住宅、住都公団、雇用促進事業団からの空き家の「一時入居住宅(家賃無料)」の提供申し出があった。

【教訓情報詳述】

02) 高齢者、障害者等を対象に、賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げる措置がとられ、139世帯が入居した。6ヶ月の提供としていたが、住宅の確保の目途がたたない世帯については延長された。

【参考文献】

【引用】今回新たな措置として、国の支援を得て、民間アパートなどの賃貸住宅を、災害救助法に準拠した仮設住宅にして、被災者に入居していただいた。県が一定の条件のもとに一般の賃貸住宅を借り上げ、特にハンディの大きい高齢者や障害者を中心に提供するのである。[貝原 俊民『大震災100日の記録 兵庫県知事の手記』ぎょうせい(1996/2),p.85-86]

>

【引用】阪神・淡路大震災で住宅を滅失した被災者に対し、今回新たに国の支援を得て、民間アパート等賃貸住宅を災害救助法の仮設住宅として借り上げ、高齢者、障害者等健康面で不安の大きい者を中心に、生活の場を確保することとし、2月8日から10日まで申し込みの受け付けを行ったが、730世帯の応募があり、111世帯262名が2月中旬から下旬にかけて提供住宅に入居することとなった。

さらに、3月8日から10日まで2次募集を行ったが、268世帯の応募があり、28世帯63名が3月下旬から4月上

旬にかけて提供住宅に入居することとなった。

原則として6カ月間の提供としていたが、住宅の確保のメドがたたない方のために、6カ月間に限り延長している。〔『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.157-158〕

>

〔引用〕阪神大震災の被災者が緊急避難用として無料で入居している公団住宅の入居期限が今月末に迫っている問題で、住宅・都市整備公団は二十五日、期間を一年間延長することを決め、神戸市など各自治体へ伝えた。〔毎日新聞朝刊「被災者向け住宅の入居期限を1年延長 有償で自治体に貸与--住宅・都市整備公団」(1995/3/26),p.-〕

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-01. 避難所解消と応急住宅の提供

〔03〕公的住宅等の一時提供

【教訓情報】

01. 全国から約3万戸の公営住宅、住都公団、雇用促進事業団からの空き家の「一時入居住宅(家賃無料)」の提供申し出があった。

【教訓情報詳述】

03) 兵庫県商工会議所連絡会等を通じて受け入れ可能な企業社宅、保養所等の情報収集を行った結果、433戸の提供があり、217戸が入居した。

【参考文献】

〔引用〕1月24日、兵庫県商工会議所連合会等を通じて、受け入れ可能な企業社宅、保養所等の情報収集を行った結果、県内外の28企業から433戸の提供申し出があった。

これを整理し、記者発表(1月30日、2月7日)を行うとともに、被災者への情報提供に努めた結果、遠隔地の社宅等は低調ではあるが、被災地に近いところから被災者の入居が進み、2月末までに194戸の入居が行われ、その後最終的には、217戸の入居をみた。〔『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.158〕

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-01. 避難所解消と応急住宅の提供

〔03〕公的住宅等の一時提供

【教訓情報】

01. 全国から約3万戸の公営住宅、住都公団、雇用促進事業団からの空き家の「一時入居住宅(家賃無料)」の提供申し出があった。

【教訓情報詳述】

04) ホテルシップも準備されたが、利用者は少なかった。

【参考文献】

〔引用〕この度の阪神・淡路大震災の被災地で、洋上避難所を設置したのは芦屋市のみであった。運輸省等の尽力で新日本海フェリーと船舶のチャーター契約を締結し、1万トン級の大型船(フェリーすずらん)がその任に当たってくれた。...(中略)...当初は社会的弱者を受け入れることにしたが、申し込み者が少なかったため順次募集幅を拡げ、最終的には全市民を対象とし、1月31日から2月末までの29日間を船舶避難所にした。利用者は延べ1460人余りを数えたが、船舶の生活は風呂に、トイレに、特別メニューの食事にと好評で、テレビ局の取材も多く、テレビで見たと避難者へのお見舞の電話も殺到し、大感激をいただいた。

〔『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95～'96』芦屋市(1997/4),p.151-152〕

>

〔引用〕地震発生から8日経った1月25日、芦屋市災害対策本部が尼崎港2号岸壁のフェリー避難所「すずらん丸」(8,847トン)の入居募集を始めた。個室、またはベニヤ板で6畳間ぐらいの広さに仕切られ、共用ぶろ、暖房付き、医師・ボランティアが常時滞在、1日1,000円の食費という、同じ時期の他の避難所と比べると破格ともいえる好条件であったが、2月4日現在、募集枠の300人を大幅に下回る21人の応募しかなかった。不人気の理由は、指定避難所と違って食費が必要であったことよりも、阪神尼崎駅まで約3km、通勤時間帯にバス3本のみという交通の便の悪さにあったと思われる(毎日新聞1995年2月4日夕刊より)〔柏原士郎・上野淳・森田孝夫・編『阪神・淡路大震災における避難所の研究』大阪大学出版会(1998/1),p.188〕

>

〔参考〕(ホテルシップに神戸市は反対)

兵庫県南部地震による被害は、人的・物的におびただしいものであった。このため震災直後から多数の復旧要員や医療団、各自治体などの応援要員、ボランティアなどが神戸市等に集中することになった。そうした中

で、当然、彼らの宿舎の確保は大きな問題となり被災地からかなり遠隔地にあるホテルまで満員となり、臨時の仮泊所も多く利用された。こうした状況下、客船やフェリー船等をホテルシップとして臨時にチャーターする動きがあった。以下ホテルシップ利用の実際と運用上の問題点をヒヤリング及び視察を実施した。

(1)日本海クルーズ客船(株)(3月7日調査)

長崎県普賢岳噴火の際、同社所属の「ゆうとぴあ」を被災者の仮泊所として約2か月提供した実績があり、本震災に際しても客船の提供を運輸省に申し出ている。船の用途については、国及び兵庫県は被災者の仮泊所を主張したが(実際、この要請が強かった。後述の対応は神戸市の主張によるものであるが、朝日新聞等では批判が寄せられていた。)、神戸市は、罹災直後の混乱期にあって、近場の避難所が機能を開始していたこともあり、1)客船のキャパシティに限界があること、2)船と陸上との連絡体制が決まっていなかったこと、3)誰を乗せて誰を断るかの決め手がないこと等を理由に避難所としてではなく、他府県からの救援活動に使うべきだと主張し、その通りになった。同社としては、その選択は結果として正しかったと思っている。[『阪神・淡路大震災調査報告書 - 平成7年兵庫県南部地震東京都調査団 - 東京都総務局災害対策部防災計画課(1995/7),p.289-290]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-01. 避難所解消と応急住宅の提供

[03] 公的住宅等の一時提供

【教訓情報】

01. 全国から約3万戸の公営住宅、住都公団、雇用促進事業団からの空き家の「一時入居住宅(家賃無料)」の提供申し出があった。

【教訓情報詳述】

05) ホームステイなど住宅提供ボランティアの申し出も多かったが、実際の利用は少なかった。

【参考文献】

[参考] 神戸市では、全国各地からの「被災者のために住宅を提供したい」との申し出殺到に対して、被災者に情報提供を行ったが、被災者からの問い合わせはほとんど無かった。[『阪神・淡路大震災 記録誌』神戸市住宅局(1997/4),p.31-32]

>

[参考] 鎌倉市では市民からのホームステイ申し出があり、周辺自治体にも呼びかけ提供したが、当初はあまり利用されなかった(1月27日現在で10世帯27人)。しかし、親類、縁者がいる被災者を中心とすることで、2月なかばより利用者は徐々に増えたとのことである。最終的にはホスト側の申し出件数643件、利用者82人であった。

この間の同市の取り組みについては、[『走りながら 阪神・淡路大震災 - 鎌倉市の支援行動記録 - 』鎌倉市阪神大震災被災者支援対策委員会(1996/8),p.28-48]に詳しい。

>

[参考] 児童生徒のホームステイは、2746件の申し出があったが、実際に成立したのは14件と利用は少なかった[『阪神・淡路大震災と神戸の学校教育』神戸市教育委員会(1995/8),p.8]

>

[引用] 多くの人々は、震災直後に、公的施設ばかりではなく、一般家庭が被災者のホーム・ステイを受け容れたことを記憶していることだろう。厳寒期に暖房や食糧、風呂にも事欠き、避難所に身を寄せる被災者の映像が伝えられる、全国の多くの篤志家が乳幼児やお年寄り、受験生を家族として迎えたい、と申し出た。それ自体は、称賛すべき動きではあったが、結果は大方の予想に反するものだった。兵庫県は一月十九日、県内で受け入れ可能な公的宿泊施設の調査を初め、翌日からは近隣府県にもリストアップを依頼した。だが一月二十三日、西宮、芦屋で申し込み書を配り、翌日回収したところ、予想に反して応募者は十一家族、十八人に留まった。一月末には、約一万千世帯を対象にアンケート調査を行ったが、公的宿泊施設やホームステイを希望したのは約二百世帯だった。ホームステイに関していえば、全国からの申し出は一万千七百五十件に上ったが、六月までの斡旋の結果、成立したのは八十五家族、百六十人しかなかった。多くの被災者が家族全員で、県内の住宅への移転を希望したのに対し、受け容れ側が「受験生だけ」「子供だけ」といった条件を示したという食い違いもあったろう。だが、「弱者を劣悪な条件に置くのは可哀想」という同情心が、家屋喪失、地域社会喪失による被災者の心の負荷にまで、思いが届かなかったことも、容易に推測できる。弱者への労りの余り、「強制疎開」なる言葉まで口にした人々までいたが、そうした外部からの発想は、住居や地域社会への絆を、置き換え可能な物質的条件と見なすところにしか成立しない。[外岡 秀俊『地震と社会(上)』みすず書房(1997/11),p.633-634]

>

[引用] 1月27日、被災した児童生徒を暖かく見守り学習環境を提供しようという家庭を募り、ホームステイを希望する児童生徒を紹介する「ホームステイ相談センター」を開設した。3月31日までの短期間のホームステイの受入れを中心に、2月28日まで申し込みを受け付けた。[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.92]

>

[引用] (ホームステイ相談センター)

受け入れ希望の中には「里親」「貸家」「就業」「団体」といった内容のものがあり混乱もあった。…(中略)…なかには、独自で希望者の募集から児童のホームステイ先への送り届けまで、すべての業務を引き受

けてくれた京都市のような自治体もありおおいに助けられた。…(中略)…

受け入れ申し込みに対して、ホームステイ希望者は少なく、県外の受け入れは一時中断した。被災児童生徒の多くは母校から離れ難いようであった。またホームステイを希望する側は、家族全員のステイを望み、賃借家屋の紹介と混同するケースも多かった。[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会(1996/1),p.93]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-01. 避難所解消と応急住宅の提供

【03】公的住宅等の一時提供

【教訓情報】

02. 入居決定戸数は約1万3千戸。地域的には、兵庫県内を含む近畿圏が8割を占め、遠隔地に入居した被災者は少なかった。

【教訓情報詳述】

01) 1月26日には「被災者用公営住宅等斡旋支援センター」が設置され、空家情報の避難所への配布、ポスターの作成なども行われた。しかし、入居戸数は、4月末で約1万戸、8月末で約1万1千500戸に留まった。

【参考文献】

【引用】26日には、大阪市内に、建設省の支援による全国の公営住宅等の一時入居を斡旋する「被災者用公営住宅等斡旋支援センター」が設置された。

また、27日から住宅・都市整備公団仮移転住宅特別対策班において、全国の空家住宅約3,000戸の一時入居の募集が開始された。

28日現在、一時入居受け入れ可能戸数は25,444戸、入居決定戸数は1,987戸となったが、31日に、「被災者用公営住宅等斡旋支援センター」が作成した全国の公営住宅等の空家情報リストを避難所等に500部配布するとともに、2月9日には、あっせん周知用ポスター・チラシを5万枚配布するなどの情報提供を行った結果、10日現在、一時入居受入可能戸数は29,339戸、入居決定戸数は5,928戸

となり、16日現在では、一時入居受け入れ可能戸数は29,360戸、入居決定戸数は6,434戸となっている。…(中略)…

震災後100日目の4月27日には、一時入居受け入れ可能戸数が29,971戸、入居決定戸数は10,302戸となった。また、建設省と協議した結果、最近の入居希望者の漸減傾向、一般空家募集対象へ変更を求める各事業主体の要望等にかんがみ、また今後の一時入居見通しのもと、6月1日以降の一時入居受け入れ可能戸数を14,592戸の確保とすることとした。なお、その後の入居決定戸数は、6月30日現在11,159戸、7月31日現在11,359戸、8月31日現在11,417戸、9月30日現在11,494戸、10月31日現在11,557戸、11月30日現在11,618戸、12月28日現在11,634戸、平成8年1月31日現在11,689戸と推移している。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.157]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-01. 避難所解消と応急住宅の提供

【03】公的住宅等の一時提供

【教訓情報】

02. 入居決定戸数は約1万3千戸。地域的には、兵庫県内を含む近畿圏が8割を占め、遠隔地に入居した被災者は少なかった。

【教訓情報詳述】

02) 兵庫県内を含む近畿圏への応募が多く、遠隔地に入居した被災者は少なかった。

【参考文献】

【参考】公営住宅の提供申し出と入居状況を見ると、入居決定率は近県での入居率は高いが、遠隔地では極端に低い[『阪神・淡路大震災調査報告書 - 平成7年兵庫県南部地震東京都調査団 -』東京都総務局災害対策部防災計画課(1995/7),p.310-311]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-01. 避難所解消と応急住宅の提供

【03】公的住宅等の一時提供

【教訓情報】

02. 入居決定戸数は約1万3千戸。地域的には、兵庫県内を含む近畿圏が8割を占め、遠隔地に入居した被災者は少なかった。

【教訓情報詳述】

03) 地域の知人や友人と離れる不安や一から友達をつくることになる子どもを抱える世帯は居住地を離れることを嫌った。救護策の情報から遠ざけられる危惧もあった。

【参考文献】

【引用】実際に被災者の多くは、それまでの居住地で住み続けることを求めた。1月27日、応急仮設住宅200戸を含む一時避難用応急住宅909戸の入居募集が始まったが、市外に用意された府営、公社、公団の空き家と大阪府福島官舎は不人気で、応募者数は募集戸数に満たなかった。地域の知人や友人と離れ離れになる不安から、大人はともかく、とりわけ一から友達をつくることを強いられることになる子どもを抱える世帯は居住地を離れることを嫌がった。また、市外に転出することで、豊中市を通じた救護策の情報から遠ざけられ、実際に市内にいれば受けられるであろう利益が受けられなくなるのではないかとの危惧を持ったことは否めない。市外の応急住宅に移った被災者の中に、いまだに避難所を居所とし、郵便局に転居届を出そうとしない例があるが、誰がこのような選択を責められようか。[『“報道されなかった災害対策”自治労豊中市労働組合連合会 政策委員会(1996/1),p.166]

>
【引用】(豊中市)2月16日には応急仮設住宅150戸を含む一時避難用応急住宅471戸の入居募集が始まった。ここでも市内物件の人気の高かったのに比し、市外物件の希望者は少なかった。[『“報道されなかった災害対策”自治労豊中市労働組合連合会 政策委員会(1996/1),p.166]

>
【引用】民間アパートの提供(入居百三十九世帯)や企業住宅等の情報提供(入居二百十七戸)を行い住宅の確保に努めた。当時直接その事務に当たった佐藤保住宅管理課長は「…(中略)…期待したほど入居が進まなかったのはひとつは混乱の中での周知不足、二つには仮設住宅への期待、三つには住み慣れた所を離れたくない等の理由と思われるが、特に遠い所には行きたくないの思いは我々が考えるよりも強かったと思う」と語っている。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.272]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-01. 避難所解消と応急住宅の提供

【03】 公的住宅等の一時提供

【教訓情報】

02. 入居決定戸数は約1万3千戸。地域的には、兵庫県内を含む近畿圏が8割を占め、遠隔地に入居した被災者は少なかった。

【教訓情報詳述】

04) 一時入居者については、正式入居を希望する被災者への対応も図られた。

【参考文献】

【引用】被災者を公営住宅に受け入れている事業主体においては、8月8日付の建設省通知に基づき、一時入居者に対して居留意向調査を行っており、正式入居を希望する被災者への対応を図っている。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.157]

>
【引用】公営住宅への一時入居者のうち、公営住宅への入居要件に適合し、本人が希望する場合は、順次、特定入居として正式入居へ移ることになった。県内の災害復興公営住宅(空き家への入居者も含む)については、平成8年10月から家賃の特別減免制度により家賃の大幅な低減化(5年間)が図られたほか、さらに、5年間の経過措置として延長され、最長10年間の家賃低減がなされ、被災者の生活再建に大きな効果を発揮した。一方、県外の公営住宅入居者については、当該自治体の定める通常の家賃が適応されることになった。[矢守克也「復興推進 - 施策推進上の共通課題への対応」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証 提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.288]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-01. 避難所解消と応急住宅の提供

【03】 公的住宅等の一時提供

【教訓情報】

02. 入居決定戸数は約1万3千戸。地域的には、兵庫県内を含む近畿圏が8割を占め、遠

隔地に入居した被災者は少なかった。

【教訓情報詳述】

05) 大規模災害時における公的住宅の広域的な支援の有効性が示唆されたとの見方もある。

【参考文献】

〔参考〕規模災害時における公的住宅の広域的な支援の有効性が示唆されたとの見方もあるとの指摘は、『震災から復旧・復興へ - 阪神・淡路大震災から災害復興公営住宅へのあゆみ - 』兵庫県公営住宅等推進協議会(1997/3),p.26]参照。

>

〔引用〕公営住宅等への一時入居は全体で10,000世帯を超えており、入居地としては兵庫県と近隣府県が半数を占めているとはいえ、公営住宅においてはほとんどの都道府県の住宅に入居が見られ、災害において全国的な住宅支援は初めてのケースと思われる。ご協力いただいた関係自治体に感謝。

また、入居した約13,000戸のうち半数が退去している(平成8年7月1日)状況は、一時的な住宅としての公的住宅の有効性の一つの証明といえ、今後、このような大規模な災害時における公的住宅の活用に向けた広域的な支援の有効性を示唆している。

〔『住まい復興の記録 - ひょうご住宅復興3ヶ年計画の足跡 - 』兵庫県まちづくり部(2000/3),p.12]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-01. 避難所解消と応急住宅の提供

〔03〕公的住宅等の一時提供

【教訓情報】

02. 入居決定戸数は約1万3千戸。地域的には、兵庫県内を含む近畿圏が8割を占め、遠隔地に入居した被災者は少なかった。

【教訓情報詳述】

06) 公営住宅等への一時入居は、2000年3月末に解消された。

【参考文献】

〔引用〕(公営住宅等の一時入居)

特定入居として正式入居が認められるとともに退去が進んだこともあり、二〇〇〇年三月末には「一時入居世帯」はゼロとなった。

〔『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.272]

>

〔引用〕公営住宅の一時入居は、概ね1年間の入居期限であり、その間、仮設住宅と同様に、家賃は無料とされた。その後、平成7年8月8日付の建設省住宅局総務課の事務連絡に基づき、公営住宅の一時入居者を対象に居住意向調査が実施され、順次、正式入居等に切り替えられ、平成11年度末までに、全てが正式入居又は退去した。〔矢守克也「復興推進 - 施策推進上の共通課題への対応」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.285]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-01. 避難所解消と応急住宅の提供

〔03〕公的住宅等の一時提供

【教訓情報】

03. 公営住宅等の一時提供については、入居期間や提供される住宅の質の問題も指摘された。

【教訓情報詳述】

01) 入居期間が原則6ヶ月と仮設住宅の2年に比べて短かったことから、少しでも使用期間の長い応急仮設住宅を選択したとの指摘もある。

【参考文献】

〔引用〕(公営住宅等の一時提供への応募が少なかった理由について)その二次的な理由は、使用期間にあった。大阪府福島官舎は7月31日まで、「それ以降の延長はできません」と付記されていた。府営、公社、公団の空き家の使用期間は「原則六ヶ月とします。やむをえない事情がある場合でも通算して一年を超えることはできません」と明記されていた。それに対し、市内に建設される応急仮設住宅については「完成の日から二年以内」とされていた。賃貸住宅の需給関係はにわかにひっ迫し、家賃も高騰を始めた。六ヶ月以内に

希望する家賃と広さの賃貸住宅が見つかる保証は何もない。運よく見つかったとしても、その段階で応急住宅を出ればいい。少しでも使用期間の長い応急仮設住宅を選択した。

[『“報道されなかった災害対策”』自治労豊中市労働組合連合会 政策委員会(1996/1),p.166]

>

[引用] 市では仮設住宅と同じ入居条件で募集・入居決定してきたが、一時入居期間の1年を過ぎてからは状況が変わってきた。

一時入居者については正式入居に順次切り替え、家賃を徴収するように建設省から通達が出された。つまり、仮設住宅だと無料で使用できるが、一時入居の住宅に住み続けるためには家賃が必要になった。もちろん家賃が払えない人には仮設住宅への住み替えをあっせんした。

[『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録 - 』神戸市生活再建本部(2000/3),p.45]

【区分】

3. 第3期・本格的復旧・復興始動期(地震発生後4週間～6ヵ月)

3-01. 避難所解消と応急住宅の提供

[03] 公的住宅等の一時提供

【教訓情報】

03. 公営住宅等の一時提供については、入居期間や提供される住宅の質の問題も指摘された。

【教訓情報詳述】

02) 提供された住宅には手入れが必要な住宅や浴槽のない物件もあり、辞退する人も出た。当初は、高齢者・障害者への配慮に欠けていたとの指摘もある。

【参考文献】

[引用] 住宅対策担当職員の必死の努力にもかかわらず、市外の受け皿住宅のなかには質の悪いものが多かったという。もともと空き家とはいえ、壁にはカビが浮くなど、相当の手入れをしなければ住めない住宅が目立った。「浴室あり・浴槽なし」という一件奇妙な物件が大半を占めていた。原則半年しか住めない住居に、金をかけて手入れすることなどできない。下見に出かけた避難者の怒りの声を聞くのもまた避難所担当職員の仕事だった。このことから、市外の物件に当選した人の中から、辞退する人が続出した。

[『“報道されなかった災害対策”』自治労豊中市労働組合連合会 政策委員会(1996/1),p.167]

>

[引用] 一時避難用応急住宅の抽選でも、初めは、高齢者・障害者に特別の配慮がされなかったとヘルパーは言う。特別の枠を確保するとか、団地なら1階を優先するとか、もと住んでいた居住地を考慮するとかの方策が取られなかったのだ。二次・三次の段階になってくると配慮がされたと聞いているが。

[『“報道されなかった災害対策”』自治労豊中市労働組合連合会 政策委員会(1996/1),p.40]

>

[引用] (提供された空家には)通常であれば退去後に部屋の改修を行うがその間もなく、できる限り多くの住宅を確保するため、建替予定で長期間空家のまま放置されていたところも含まれていた。[『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録 - 』神戸市生活再建本部(2000/3),p.44]